株主交換に係る事前開示書類

2021年5月27日

サイジニア株式会社

2021年５月27日

株式交換に係る事前開示書類

東京都港区浜松町一丁目22番５号
サイジニア株式会社
代表取締役CEO　吉井　伸一郎

当社とZETA株式会社（以下、「ZETA」といいます。）は2021年７月１日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、ZETAを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことについて合意し、2021年３月31日の両社取締役会の決議に基づき、同日付をもって、株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換について、会社法第794条第１項及び会社法施行規則第193条の定めに従い、下記のとおり株式交換契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1.　株式交換契約の内容

本株式交換に係る株式交換契約の内容は別紙１のとおりです。

2.　会社法施行規則第193条に定める内容の概要

(1)　株式交換に際して交付する株式の数またはその数の算定方法及びその割当の相当性に関する事項

①　本株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	ZETA （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る 割当比率	1	125
本株式交換により 割当交付する株式数	当社の普通株式：1,051,125株（予定）	

（注１）株式の割当比率

ZETAの普通株式１株に対して、当社の普通株式125株を割当交付いたします。但し、当社が2020年１月29日付の資本業務提携により取得し保有しているZETAの普通株式25株に対しては割当交付いたしません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

（注２）本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が ZETA の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）における ZETA の株主に対して、その保有する ZETA の普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社の普通株式を割当交付する予定であり、割当交付するに際し、新たに普通株式を発行する予定です。

なお、ZETA は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点に保有している自己株式の全て（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって ZETA が取得する自己株式を含みます。）を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、ZETA による自己株式の取得及び消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる ZETA の株主においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、当社の単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

・単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第１項の規定に基づき、単元未満株主が当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

（注４）１株に満たない端数の取り扱い

本株式交換に伴い、ZETA の株主に割当交付される当社の普通株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に１に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社の普通株式を売却し、かかる売却代金をその１株に満たない端数に応じて当該端数の割当交付を受けることとなる ZETA の株主にお支払いします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(i) 割当ての内容の根拠および理由

当社は、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、当社の第三者算定機関として株式会社大和総研（以下、「大和総研」といいます。）を選定のうえ、本株式交換に関する検討を開始しました。第三者算定機関である大和総研から受領した株式交換比率算定書を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、2021 年３月 31 日付にて、最終的に本株式交換比率のとおり合意いたしました。

(ii) 算定に関する事項

a.算定機関の名称並びに当社及び相手会社との関係上場企業との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である大和総研は、当社及びZETA から独立した第三者算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

b.算定の概要

大和総研は、当社については、当社が東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析（2021 年３月 30 日を算定基準日として、算定基準日の終値、並びに算定基準日までの直近１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。）による算定を行いました。ZETA については、非上場会社であり、市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であることから、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析（以下、「DCF 分析」といいます。）を採用して算定を行いました。

なお、ZETA の普通株式１株に対して割り当てる当社の普通株式の算定レンジは以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の評価レンジ
当社	ZETA	
市場株価分析	DCF分析	129.08～153.77

大和総研は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、株式交換比率の算定につき重大な影響を与えることが有り得る情報で大和総研に対して未開示である情報が存在しないことを前提としております。更に、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定、査定、調査（不動産に係る環境調査等を含みます。）を行っておらず、第三者機関への鑑定、査定、調査又はその実在性の検証の依頼も行っておりません。大和総研の算定は、2021 年３月 30 日までの情報及び経済条件を反映したものであり、ZETA の財務予測その他将来に関する情報については、ZETA の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されていることや一定の前提・仮定を前提としております。また、大和総研による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性及び妥当性について意見を表明するものではありません。なお、大和総研が DCF 分析による算定の前提とした ZETA の事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

(iii)　　上場廃止となる見込みおよびその事由

当社は本株式交換において株式交換完全親会社であり、また株式交換完全子会社であるZETAは非上場会社のため、該当事項はありません。

(iv) 公平性を担保するための措置

当社は、本株式交換の検討に際して、公正性を担保することを目的として、以下の措置を講じております。

当社は、当社及びZETAから独立した第三者算定機関である大和総研を選定し、2021年3月30日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(ii) b 「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、大和総研より、株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、当社は、当社及びZETAから独立した法務アドバイザーとして、山下総合法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

(v) 利益相反を回避するための措置

本株式交換に関し、当社及びZETAは親会社と子会社の関係にはなく、また両社の間には役員の兼任もなく、特段の利益相反関係は存しないことから、特段の措置は講じておりません。

(2)　本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額に関する定めの相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりとします。係る資本金及び準備金の額は、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断します、

資本金の額　　：　0円

資本準備金の額　　：　会社計算規則第19条の規定に従って別途当社が定める額

利益準備金の額　　：　0円

上記処理は、会社計算規則及びその他公正な会計基準等に基づくものであり、また、当社の資本の状況その他諸事情を総合的に判断したうえでの決定したものであり、相当であると考えております。

(3)　本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱いの相当性に関する事項

ZETAが発行している全ての新株予約権については、ZETAがその全てを、①当該新株予約権の保有者との合意により無償取得し、これを消却するか、又は、②当該新株予約権の保有者をして、書面により放棄させる予定です。なお、ZETAは新株予約権付社債を発行しておりません。

(4)　株式交換完全子会社に関する事項

①　最終事業年度に係る計算書類の内容

別紙２のとおりです。

②　最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③　最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事業の内容

該当事項はありません。

(5)　当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事業の内容

該当事項はありません。

(6)　株式交換が効力を所ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項

本株式交換は、会社法第 799 条第１項の適用を受けないため該当事項はありません。

以上

別紙１　株式交換契約書

次のページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

サイジニア株式会社（以下「甲」という。）及びZETA株式会社（以下「乙」という。）は、令和3年3月31日（以下「本締結日」という。）付けで、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条　（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条　（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

甲　商号：サイジニア株式会社
　　住所：東京都港区浜松町一丁目22番5号

乙　商号：ZETA株式会社
　　住所：東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号

第3条　（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部（但し、甲が保有する乙の株式を除く。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に125を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式125株の割合（以下「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第4条　（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条　（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和3年7月1日と

する。但し、本株式交換の手続の進行等に応じて必要があるときは、甲乙で協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条　（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を求めるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を求めるものとする。

第7条　（善管注意義務）

1. 甲及び乙は、本締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産の管理・運営を行うものとし、かつ、甲及び乙は、その子会社（もしあれば）をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行及び財産の管理・運営を行わせる。
2. 甲及び乙は、本締結日から効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社（もしあれば）をして、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為若しくは本株式交換の実行若しくは本株式交換比率に重大な影響を及ぼす行為を行い又は行わせる場合には、あらかじめ甲乙で協議し合意の上、これを行う。

第8条　（自己株式の消却）

乙は、乙が基準時の直前の時点において保有する自己株式の全て（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、基準時の直前の時点をもって消却する。

第9条　（新株予約権の消却）

乙は、乙が基準時の直前の時点において発行済みかつ残存する新株予約権の全てを、令和3年6月10日までに、①当該新株予約権の保有者との合意により無償取得し、これを消却するか、又は、②当該新株予約権の保有者をして、書面により放棄させる。

第10条　（剰余金の配当）

甲及び乙は、本締結日後、相手方から事前の書面による同意を得ることなく、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第11条　（本契約の変更等）

本締結日から効力発生日までの間において、①天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、②本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた又は判明した場合、③その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙で協議し、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 12 条 （本契約の効力）

本契約は、(i)効力発生日の前日までに本契約について甲又は乙の株主総会の承認が得られなかった場合、(ii)効力発生日の前日までに第 9 条に基づき乙が発行済みかつ残存する新株予約権の全てを取得して消却しなかった場合、(iii)前条に従い本契約が解除された場合は、その効力を失う。

第 13 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月31日

甲　東京都港区浜松町一丁目22番5号
サイジニア株式会社
代表取締役CEO　吉井　伸一郎

乙　東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号
ZETA株式会社
代表取締役社長　山﨑　徳之





別紙２　株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類の内容

次のページ以降をご参照ください。

計　算　書　類

（注）　１．本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
２．記載金額には、消費税等は含まれておりません。

貸　借　対　照　表

（令和２年５月31日現在）　　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,069,014**	**流動負債**	**257,536**
現金及び預金	844,409	買掛金	6,707
売掛金	202,543	短期借入金	14,585
仕掛品	702	1年内返済予定の長期借入金	74,244
前払費用	20,884	1年以内償還予定の社債	46,000
その他	1,143	未払金	9,213
貸倒引当金	△668	未払法人税等	7,179
固定資産	**44,916**	未払消費税等	14,291
有形固定資産	**18,012**	前受金	51,669
建物附属設備	8,391	その他	33,644
工具、器具及び備品	9,621	**固定負債**	**357,417**
無形固定資産	**400**	長期借入金	217,417
ソフトウエア	400	社債	140,000
投資その他の資産	**26,503**	**負債合計**	**614,953**
出資金	60	**純資産の部**	
敷金及び保証金	25,399	**株主資本**	**502,361**
繰延税金資産	793	資本金	100,000
その他	250	資本剰余金	141,345
繰延資産	**3,384**	資本準備金	25,000
社債発行費	3,384	資本金及び準備金減少差額	116,345
		利益剰余金	265,200
		その他利益剰余金	265,200
		繰越利益剰余金	265,200
		自己株式	△4,185
		純資産合計	**502,361**
資産合計	**1,117,314**	**負債及び純資産合計**	**1,117,314**

（注）　記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

損　益　計　算　書

（令和元年６月１日から
令和２年５月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		826,548
売　　上　　原　　価		190,338
売　　上　　総　　利　　益		636,209
販売費及び一般管理費		406,440
営　　業　　利　　益		229,769
営　業　外　収　益		
受取利息及び受取配当金	16	
雑　　収　　入	2,330	2,346
営　業　外　費　用		
支　　払　　利　　息	3,219	
社　　債　　利　　息	449	
消　費　税　精　算　差　額	1,373	
リ　ー　ス　解　約　損	1,319	
そ　　の　　他	897	7,258
経　　常　　利　　益		224,857
特　　別　　利　　益		
固　定　資　産　売　却　益	76	76
税引前当期純利益		224,934
法人税、住民税及び事業税	33,856	
法　人　税　等　調　整　額	34,846	68,702
当　　期　　純　　利　　益		156,232

（注）　記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

（令和元年６月１日から
令和２年５月31日まで）

（単位：千円）

		株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	25,000	116,345	141,345	155,526	155,526	－	396,871	396,871
当期変動額									
剰余金の配当	－	－	－	－	△46,557	△46,557	－	△46,557	△46,557
当期純利益	－	－	－	－	156,232	156,232	－	156,232	156,232
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△4,185	△4,185	△4,185
当期変動額合計	－	－	－	－	109,674	109,674	△4,185	105,489	105,489
当期末残高	100,000	25,000	116,345	141,345	265,200	265,200	△4,185	502,361	502,361

（注） 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法上の規定に基づき、３年間で均等償却を行っております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　３年～15年

工具、器具及び備品　　３年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用ソフトウエア　３年～５年

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費　　社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却（月割償却）しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金　　売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務　　期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．未適用の会計基準等

(1) 収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　平成30年３月30日　企業会計基準委員会）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　平成30年３月30日　企業会計基準委員会）

① 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年５月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年１月１日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

② 適用予定日

適用時期については、現在、検討中です。

③ 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

３．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

４．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備	7,336千円
工具、器具及び備品	21,577千円
合計	28,914千円

５．損益計算書に関する注記

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。

６．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　8,465株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式　31株

(注) 1.自己株式の増加は、次のとおりであります。

株式の買取りによる増加　31株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　440株

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株あたり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和元年８月29日定時株主総会	普通株式	46	5,500	令和元年５月31日	令和元年８月30日

② 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度になるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株あたり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和２年８月24日定時株主総会	普通株式	156	18,500	令和２年５月31日	令和２年８月25日

(注) 1.配当原資については、利益剰余金とすることといたします。

2.記載金額については百万円未満を切り捨てて表示しております。

3.決議予定の配当については、当事業年度に限り、普通配当に加え特別配当の実施を予定しております。

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、中期経営計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余剰資金は、短期的な預金等に限定して運用しており、投機的取引は行わない方針であります。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブは利用しておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、敷金及び保証金は、主に建物等の賃借契約における敷金であり、賃借先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのすべてが１年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に運転資金に係る資金調達であり、償還日は最長で決算日後５年以内であります。また、営業債務や借入金及び社債は、流動性リスクに晒されています。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権、敷金及び保証金については、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払い金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを検討しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が毎月資金繰計画を更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1)　現金及び預金	844,409	844,409	－
(2)　売掛金	202,543		
貸倒引当金　(※1)	△668		
	201,874	201,874	－
(3)　敷金及び保証金	25,399	25,462	62
資産計	1,072,352	1,072,414	62
(1)　買掛金	6,707	6,707	－
(2)　未払金	9,213	9,213	－
(3)　未払法人税等	7,075	7,075	－
(4)　前受金	51,669	51,669	－
(5)　短期借入金	14,585	14,585	－
(6)　長期借入金（※2）	291,661	290,981	△679
(7)　社債（※3）	186,000	185,687	△312
負債計	566,912	565,921	△991

（※1）　売掛金について、対応する貸倒引当金を控除しております。
（※2）　長期借入金には１年内に返済予定の金額を含めております。
（※3）　社債には１年内に償還予定の金額を含めております。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（当事業年度未償却残高8,228千円）が含まれております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（１年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債（１年内償還予定を含む）

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

８．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却累計額	569千円
未払事業税	224千円
繰延税金資産合計	793千円
繰延税金資産の純額	793千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	34.7%
（調整）	
住民税均等割	0.1%
評価性引当額の増減	△3.6%
中小法人に係る法人税の軽減税率	△0.3%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.5%

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	59,563円84銭
(2) １株当たり当期純利益	18,456円79銭

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年６月１日から2020年５月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査計画に基づき、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

②金融商品取引法第193条の２第１項に準じた監査を委託している太陽有限責任監査法人と意思疎通及び情報交換を図り、監査法人の監査の実施状況について報告を受けるとともに、会社の会計処理及び表示等について意見を徴し、監査役の会計監査において参考にいたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその付属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2020年８月14日

ZETA株式会社　監査役会

常勤監査役（社外）　高岡　幸恵　㊞

社　外　監　査　役　須藤　正實　㊞

社　外　監　査　役　猪木　俊宏　㊞

以上

計　算　書　類

（注）　１．本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
２．記載金額には、消費税等は含まれておりません。

貸　借　対　照　表

（令和２年５月31日現在）　　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,069,014**	**流動負債**	**257,536**
現金及び預金	844,409	買掛金	6,707
売掛金	202,543	短期借入金	14,585
仕掛品	702	1年内返済予定の長期借入金	74,244
前払費用	20,884	1年以内償還予定の社債	46,000
その他	1,143	未払金	9,213
貸倒引当金	△668	未払法人税等	7,179
固定資産	**44,916**	未払消費税等	14,291
有形固定資産	**18,012**	前受金	51,669
建物附属設備	8,391	その他	33,644
工具、器具及び備品	9,621	**固定負債**	**357,417**
無形固定資産	**400**	長期借入金	217,417
ソフトウエア	400	社債	140,000
投資その他の資産	**26,503**	**負債合計**	**614,953**
出資金	60	**純資産の部**	
敷金及び保証金	25,399	**株主資本**	**502,361**
繰延税金資産	793	資本金	100,000
その他	250	資本剰余金	141,345
繰延資産	**3,384**	資本準備金	25,000
社債発行費	3,384	資本金及び準備金減少差額	116,345
		利益剰余金	265,200
		その他利益剰余金	265,200
		繰越利益剰余金	265,200
		自己株式	△4,185
		純資産合計	**502,361**
資産合計	**1,117,314**	**負債及び純資産合計**	**1,117,314**

（注）　記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

損　益　計　算　書

（令和元年６月１日から
令和２年５月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		826,548
売　　上　　原　　価		190,338
売　　上　　総　　利　　益		636,209
販売費及び一般管理費		406,440
営　　業　　利　　益		229,769
営　業　外　収　益		
受取利息及び受取配当金	16	
雑　　収　　入	2,330	2,346
営　業　外　費　用		
支　　払　　利　　息	3,219	
社　　債　　利　　息	449	
消　費　税　精　算　差　額	1,373	
リ　ー　ス　解　約　損	1,319	
そ　　の　　他	897	7,258
経　　常　　利　　益		224,857
特　　別　　利　　益		
固　定　資　産　売　却　益	76	76
税引前当期純利益		224,934
法人税、住民税及び事業税	33,856	
法　人　税　等　調　整　額	34,846	68,702
当　　期　　純　　利　　益		156,232

（注）　記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

（令和元年６月１日から
令和２年５月31日まで）

（単位：千円）

		株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	25,000	116,345	141,345	155,526	155,526	－	396,871	396,871
当期変動額									
剰余金の配当	－	－	－	－	△46,557	△46,557	－	△46,557	△46,557
当期純利益	－	－	－	－	156,232	156,232	－	156,232	156,232
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△4,185	△4,185	△4,185
当期変動額合計	－	－	－	－	109,674	109,674	△4,185	105,489	105,489
当期末残高	100,000	25,000	116,345	141,345	265,200	265,200	△4,185	502,361	502,361

（注） 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法上の規定に基づき、３年間で均等償却を行っております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　３年～15年

工具、器具及び備品　　３年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用ソフトウエア　３年～５年

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費　　社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却（月割償却）しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金　　売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務　　期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．未適用の会計基準等

(1) 収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　平成30年３月30日　企業会計基準委員会）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　平成30年３月30日　企業会計基準委員会）

① 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年５月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年１月１日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

② 適用予定日

適用時期については、現在、検討中です。

③ 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

３．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

４．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備	7,336千円
工具、器具及び備品	21,577千円
合計	28,914千円

５．損益計算書に関する注記

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。

６．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　8,465株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式　31株

(注) 1.自己株式の増加は、次のとおりであります。

株式の買取りによる増加　31株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　440株

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株あたり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和元年８月29日定時株主総会	普通株式	46	5,500	令和元年５月31日	令和元年８月30日

② 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度になるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株あたり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和２年８月24日定時株主総会	普通株式	156	18,500	令和２年５月31日	令和２年８月25日

(注) 1.配当原資については、利益剰余金とすることといたします。

2.記載金額については百万円未満を切り捨てて表示しております。

3.決議予定の配当については、当事業年度に限り、普通配当に加え特別配当の実施を予定しております。

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、中期経営計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余剰資金は、短期的な預金等に限定して運用しており、投機的取引は行わない方針であります。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブは利用しておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、敷金及び保証金は、主に建物等の賃借契約における敷金であり、賃借先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのすべてが１年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に運転資金に係る資金調達であり、償還日は最長で決算日後５年以内であります。また、営業債務や借入金及び社債は、流動性リスクに晒されています。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権、敷金及び保証金については、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払い金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを検討しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が毎月資金繰計画を更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1)　現金及び預金	844,409	844,409	－
(2)　売掛金	202,543		
貸倒引当金　(※1)	△668		
	201,874	201,874	－
(3)　敷金及び保証金	25,399	25,462	62
資産計	1,072,352	1,072,414	62
(1)　買掛金	6,707	6,707	－
(2)　未払金	9,213	9,213	－
(3)　未払法人税等	7,075	7,075	－
(4)　前受金	51,669	51,669	－
(5)　短期借入金	14,585	14,585	－
(6)　長期借入金（※2）	291,661	290,981	△679
(7)　社債（※3）	186,000	185,687	△312
負債計	566,912	565,921	△991

（※1）　売掛金について、対応する貸倒引当金を控除しております。
（※2）　長期借入金には１年内に返済予定の金額を含めております。
（※3）　社債には１年内に償還予定の金額を含めております。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（当事業年度未償却残高8,228千円）が含まれております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（１年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債（１年内償還予定を含む）

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

８．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却累計額	569千円
未払事業税	224千円
繰延税金資産合計	793千円
繰延税金資産の純額	793千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	34.7%
（調整）	
住民税均等割	0.1%
評価性引当額の増減	△3.6%
中小法人に係る法人税の軽減税率	△0.3%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.5%

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	59,563円84銭
(2) １株当たり当期純利益	18,456円79銭

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年６月１日から2020年５月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査計画に基づき、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

②金融商品取引法第193条の２第１項に準じた監査を委託している太陽有限責任監査法人と意思疎通及び情報交換を図り、監査法人の監査の実施状況について報告を受けるとともに、会社の会計処理及び表示等について意見を徴し、監査役の会計監査において参考にいたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその付属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2020年８月14日

ZETA株式会社　監査役会

常勤監査役（社外）　高岡　幸恵　㊞

社　外　監　査　役　須藤　正實　㊞

社　外　監　査　役　猪木　俊宏　㊞

以上